

令和7年度 いじめ防止基本方針

阿久根市立阿久根中学校

学校教育目標
豊かな心をもち、自ら学ぶたくましい生徒の育成

いじめの定義(いじめ防止対策推進法)

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【教育活動の重点】

- ・学校教育目標
- ・各教科努力点及び具体策

【いじめの防止】

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学活の時間等を利用し、「いじめ問題を考える週間」を設ける。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。

【生徒の主体的な活動】

- ・生徒会活動
- ・いじめ問題を考える週間

【生徒指導体制の重点】

- ・生徒指導部会の実施(週1回)
- ・スマイル委員会の実施(月1回)
- ・生徒指導目標(一事徹底)
- ・生徒指導通信の発行

【いじめの早期発見】

- ・いじめを早期に発見するため、いじめアンケートを毎月実施するとともに、意見をもとに必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、速やかに聞き取りを実施する。
- ・生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことをを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設ける。

【相談体制】

- ・教育相談
- ・三者面談
- ・SC、SSWとの連携

【職員研修の充実】

- ・啓発資料の活用
- ・カウンセリング
- ・マインド研修

【関係機関等との連携】

- ・SSW
- ・SC
- ・自立支援員
- ・警察
- ・市福祉課

【実践目標】 いじめの積極的認知

～いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし～

【組織的ないじめ対応の流れ】

いじめの発見



① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- ・情報を集め組織的に共有する。 生徒指導部会(週1回) スマイル委員会(月1回)

② 指導・支援体制を組む

- ・「生徒指導部会・学年部会」で指導・支援体制を組む。

③ A 子供への指導・支援を行う。

- ・いじめられた生徒をいじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- ・いじめた生徒には、自らの行為の責任を自覚させ、いじめを向かわせない力を育む。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

B 保護者と連携する。

- ・即日、関係性との家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、今後の連携方法について話し合う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。

④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。